

年末年始のお知らせ

ごみ収集 環境センター ☎54・3100

内容 年末は環境センターへの持ち込みが集中し、混雑します。早めに清掃を行い、町内それぞれの集積所をご利用ください。

◆センターに持ち込む場合

- ・ごみ処理手数料は有料です。
- ・持ち込み当日にセンターへ連絡が必要です。
※29日(木)・30日(金)のみ、電話がつかない場合は連絡なしで直接持ち込めます。
- ・市内在住者であることの確認のため、窓口で運転免許証などの提示をお願いします。
- ・ごみ便利帳を参考に分別してください。

		12/26(月)~29(木)	30(金)	31(土)~1/3(火)	4(水)
燃やせるごみ		収集		休	収集
資源物・不燃物		日割表どおり			
センター持ち込み		8:30~11:30 13:00~16:45	8:30~11:30	休	8:30~11:30 13:00~16:45
し 尿 く み と り	岩藤清掃 ☎55・8213				○
	野田清掃社 ☎55・8440	○		休	休
	大村清掃 ☎53・3138				○

※表中の「収集」は、その日が収集日にあっている地区のみ収集します。

体育施設

スポーツ振興課(内線187)

◆屋内プール、古賀島スポーツ広場

12月29日(木)~1月3日(火)▶**休み**

◆その他の屋外体育施設

12月29日(木)~1月3日(火)▶**屋間のみ使用可**

※12月28日(水)までに使用申請してください。

一部窓口業務

市民課(内線101)

◆市役所

12月29日(木)~1月3日(火)▶**休み**

※コンビニでの証明書交付も休止します。

※出生・死亡・婚姻などの戸籍の届け出は、宿日直で受け付けます。

デジタル推進課(内線278)

マイナポイントとマイナンバーカード交付申請

マイナポイントを受け取るためには、12月末までにマイナンバーカードの交付申請が必要です

マイナンバーカードの交付申請期限

▶12月末まで

マイナポイントの申請期限

▶令和5年2月末まで



日曜のマイナンバーカードの受け取り
(市民課マイナンバーカード窓口)

日時 12月11日(日)・18日(日)、8時30分~12時

予約 電話・市公式LINE

※カード受け取り以外の手続きはできません。

●市民課(内線197)



マイナンバーカードの交付申請(窓口・出張申請)

場所 市民課マイナンバーカード窓口

持参 ①個人番号通知カードまたは個人番号通知書

②本人確認書類([A2点]、[A1点+B1点] [B2点]のいずれか)

A: 写真付身分証(運転免許証、パスポート、身体障害者手帳など)

B: A以外の書類(健康保険証、年金手帳、福祉医療費受給資格者証など、氏名・生年月日または氏名・住所が記載されたもの)

③住民基本台帳カード(お持ちの人のみ)

※無料写真撮影サービスあり(写真持参も可)。

※カードは自宅へ郵送します(書類に不足があった場合など、窓口での受け取りになることがあります)。

12月の出張申請スケジュール

12月	時間	場所
1日(木)	10:00~12:00	萱瀬出張所
2日(金)	12:00	福重 //
4日(日)	10:00~16:00	イオン大村
5日(月)		中地区公民館
6日(火)		松原出張所
12日(月)	10:00~12:00	三浦 //
16日(金)	12:00	郡コミセン
19日(月)		竹松出張所
20日(火)		鈴田 //

電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金 (住民税非課税世帯等への給付)

- 内 容** 電力・ガス・食料品などの価格高騰を踏まえ、特に家計への影響が大きい住民税非課税世帯等を支援するため給付金を支給します。
- 支 給 額** 1世帯当たり5万円
- 対象世帯** 次の①または②に該当する世帯

①住民税非課税世帯	基準日(令和4年9月30日)において本市に住民登録があり、世帯全員の令和4年度分の住民税均等割が非課税である世帯
②家計急変世帯	申請日時点で本市に住民登録があり、予期せず令和4年1月から12月までの家計が急変し、同一の世帯に属する者全員が令和4年度分の住民税均等割が非課税である世帯と同様の事情にあると認められる世帯

※①②いずれの場合も世帯全員が住民税均等割が課税されている人の扶養親族である世帯を除きます。

※①②の重複受給はできません。

※②において、基準日に同一世帯に同居していた親族について、基準日の翌日以降に住民票の異動により、同一住所において別世帯とする世帯の分離の届け出があったものは、同一世帯とみなします。同一住所に住民登録されている一方の世帯が給付金を受給した場合、もう一方の世帯への支給は認められません。

◆必要な手続き

住民税非課税世帯	<p>支給対象と思われる世帯の世帯主宛てに支給要件確認書(令和4年度住民税が未申告である人を含む世帯には申請書)を11月18日以降随時送付しています。支給要件を確認の上、必要事項を記入し、市へ提出してください。</p> <p>※確認書(または申請書)の送付がない世帯で支給要件にあてはまる場合は、申請書を入手し提出してください。</p> <p>以下の場合、ご自身で申請が必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基準日以前に配偶者と離婚し、申出者が属する世帯全員の令和4年度住民税均等割が非課税の世帯(元配偶者による扶養の有無は問わない) ・修正申告などにより令和4年度住民税均等割が課税から非課税となった世帯など
家計急変世帯	申請書を入手し、必要書類(家計の状況がわかる書類など)を添えて提出してください。

※申請書は市ホームページ、福祉総務課などで入手できます。

提出期限 令和5年1月31日(火)

申請窓口 福祉総務課(市役所1階)

※審査の結果、不支給となる場合があります。

※詳しくは、市ホームページをご確認ください。



▲市ホームページ

DVなどで避難中の人へ

配偶者または同居していた親族からの暴力などを理由に避難し、住民票を本市へ移していない人または自宅に帰れない事情を抱えている人は、本市で給付金を受給できる場合があります。詳しくはお問い合わせください。

●市価格高騰緊急支援給付金コールセンター ☎46・5256(平日9時~17時)